

愛知学園給食棟給食業務

企画提案応募要領

下記のとおり企画提案を募集する。

記

1 委託業務名

愛知学園給食棟給食業務

2 委託業務の内容等

(1) 委託業務の目的

本委託業務は、愛知学園及び春日井児童相談センター一時保護所の入所児童に対して、成長期にある入所児童の心身の健全な発達に資するとともに、食事を通じて望ましい食習慣の体得と、栄養や衛生の知識を高める等、入所児童の健康管理並びに健康教育・生活指導の一環として、入所児童の健康保持増進に必要な食事を提供することを目的とする。

(2) 契約期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで（3年間の長期継続契約）

(3) 委託業務の内容

別添1「愛知学園給食棟給食業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託金額

委託金額は①委託管理費及び②給食材料費とする。

①委託管理費に係る予算の上限額は次のとおりとする。

1年ごとの予算上限（税抜）29,640,000円

3年間の予算上限（税抜）88,920,000円

なお、契約保証金は、愛知県財務規則第129条の2により契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、愛知県財務規則第129条の3の規定に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

②給食材料費は別添2「一食ごとの給食材料費単価表」の金額を上限とする。

3 企画提案参加資格

別紙のとおり

4 企画提案への参加申込及び辞退

企画提案の参加を希望する事業者は、別添3「企画提案書作成要領」に基づき、様式1「企画提案参加申出書」に必要事項を記入し提出すること。なお、参加申出書の提出後に企画提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに様式2「辞退届」を提出すること。

(1) 企画提案参加申出書の提出受付期間

令和7年5月9日（金）までの閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

愛知学園総務課 総務グループ

〒480-0304 春日井市神屋町713-1

電話 0568-88-0174

(3) 提出方法

上記提出先への持参、郵送又は宅配便により提出すること。なお、郵送又は宅配便の場合は提出期限必着とする。なお、発送と同時に発送した旨を提出先に電話で連絡すること。

(4) 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果については、令和7年5月13日（火）までに、企画提案参加申出書を提出した全ての事業者に対し書面で通知する。

5 企画提案の方法

(1) 提出する書類

企画提案書は、別添3「企画提案書作成要領」及び別添4「愛知学園給食棟給食業務委託の企画提案に関する評価項目」の評価要素に基づいて必要書類を作成し、提出すること。

なお、提案内容は、1事業者1提案とする。

(2) 企画提案書の提出受付期間

令和7年5月7日（水）～令和7年5月20日（火）午後5時（必着）

※閉庁日を除く

(3) 提出先

愛知学園総務課 総務グループ

〒480-0304 春日井市神屋町713-1

電話 0568-88-0174

(4) 提出方法

上記提出先への持参、郵送又は宅配便により提出すること。

郵送又は宅配便の場合は、令和7年5月20日（火）午後5時以降に愛知学園に到着したものは無効とする。無効に関する異議の申し立ては、配達証明等第三者の発行する書面により愛知学園への到着時間が証明できる場合に限り、受け付けるものとする。なお、発送と同時に発送した旨を提出先に電話で連絡すること。

(5) その他

提出後の企画提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

6 企画提案に関する説明会の開催

(1) 開催日時

令和7年5月8日（木）午前10時から

(2) 場所

愛知学園 会議室（春日井市神屋町713-1）

(3) 参加申込方法

事前に下記連絡先まで電子メール又はファックスで申し込むこと。電子メール又はファックスには、事業者名、参加予定者名、連絡先を明記すること。

なお、説明会の出席は1事業者につき2名以内とする。

(4) 説明会参加連絡先

愛知学園総務課 総務グループ宛

メールアドレス aichi-gakuen@pref.aichi.lg.jp

FAX 0568-88-0162

(5) その他

説明会当日、愛知学園給食棟の内覧を予定している。

7 本委託業務及び企画提案に関する質問

(1) 受付期間

令和7年5月9日（金）午後1時まで

(2) 提出方法

様式3「質問書」の形式で作成し、電子メール又はFAXにて送付すること。

(3) 提出先

愛知学園総務課 総務グループ宛

メールアドレス aichi-gakuen@pref.aichi.lg.jp

FAX 0568-88-0162

(4) 質問に対する回答方法

受け付けた質問に対する回答を取りまとめた上で、令和7年5月14日（水）を目処に全ての企画提案参加事業者に対して電子メール又はFAXにより通知する。

(5) その他

受付期間経過後の質問、参加資格を有しない事業者からの質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

8 企画提案の審査・選考

(1) 選考方法

企画提案の選考方法は、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーションによる審査）によるものとする。

(2) 一次審査（書面審査）

一次審査は5月中旬を予定している。一次選考通過者は5者程度を予定している。なお、公募数が5者を超えない場合は、一次審査は行わず、二次審査により選考する。

一次選考結果発出日は令和7年5月22日（木）を予定している。選考結果については、選考通過者及び落選者それぞれに通知する。

なお、一次審査を行わない場合は、その旨を通知する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

二次審査は令和7年5月26日（月）午後を予定している。日時等の詳細は、一次審査終了

後、選考通過者に通知する。

プレゼンテーションは1者20分（準備時間含む）、説明終了後にヒアリング（質疑応答）を10分程度行う。

二次選考結果発出日は令和7年5月28日（水）を予定している。選考結果については、選考通過者及び落選者それぞれに通知する。選考の過程等に関する問い合わせ及び異議申し立てについては、一切応じない。

なお、提出された書類に不備がある企画提案書、法令等に違反した企画提案書又は愛知県の事業として不適切な企画提案書は、無効とする。

(4) 選考基準

選考においては、別添4「愛知学園給食棟給食業務委託の企画提案に関する評価項目」に基づく企画内容、社会的価値の実現に資する取組（環境に配慮した事業活動、障害者等への就業支援、男女共同参画社会の形成、仕事と生活の調和）について総合的な評価を行う。

9 審査結果等の通知

審査終了後、速やかに全ての企画提案参加事業者に対し書面で審査結果を通知する。

なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、選定委員会は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

10 契約

- (1) 本件企画競争により最優秀企画提案に選定された事業者と協議、調整を行い、協議等が整った上で随意契約を締結する。

なお、最優秀企画提案の事業者との協議等が整わない場合は、次点企画提案の事業者と改めて協議を行うこととする。

- (2) 当該委託契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、令和8年度以降において当該委託契約に係る歳出予算の減額及び削除があった場合には、当該委託契約を解除することができるものとする。

11 その他

- (1) 守秘義務

本件において、愛知県から提供を受けた文書及び知り得た情報については、本企画提案以外の目的に使用してはならない。

- (2) 経費の負担経費の負担

本企画提案に係る一切の費用は、企画提案参加事業者の負担とする。

- (3) 提出書類

本企画提案に際し提出された書類は、返却しないものとする。

なお、提出された書類は、最優秀企画提案の選定の用途以外には利用しない。ただし、情報公開請求があった場合は別途協議する。

- (4) 失格

以下の項目に該当した企画提案参加事業者は、失格とし、その旨を書面で通知するものと

する。

ア 虚偽の記載や、他の企画提案参加事業者の妨害、他人の提案の代理をするなどの行為があったと認められたとき。

イ 指定された面接審査の日時に出席しないとき。

12 問い合わせ先

愛知学園総務課 総務グループ

〒480-0304 春日井市神屋町713-1

電話 0568-88-0174

FAX 0568-88-0162

メールアドレス aichi-gakuen@pref.aichi.lg.jp

愛知学園給食棟給食業務 企画提案参加資格

1 企画競争の参加には、次に該当する者であることを要件とする。

- (1) 企画提案書提出期限において、愛知県競争入札参加資格者名簿（令和 6・7 年度）の大分類「3 役務の提供等」のうち中分類「05. 給食」のうち小分類「01. 病院給食」又は「02. 学校給食（調理員派遣）」に登録されている者であること。
- (2) 愛知県内に本店、支店又は営業所等を有すること。

2 ただし、1に該当する者であっても、次の各号にかかげる要件すべてを満たさない者は、欠格とする。

- (1) 財政的基礎が確立されており、必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類や、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治的活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 提出受付期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 愛知県競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、企画提案書の提出期間において、「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。
- (8) 金融機関の取引が停止されているなど、経営不振の状況にないこと。